

Japanese Society for Law and Psychology
<http://jslp.jp/>

法と心理学会 第21回大会



プ
ロ
グ
ラ
ム

Web開催
同期型
2020/10/24(Sat)-10/25(Sun)
非同期型
2020/10/19(Mon)-10/25(Sun)

開催方法のご案内

- 同期型（リアルタイム）学会（質疑・総会）開催日：2020年10月24日（土）、25日（日）
- 非同期型（オンデマンド）学会発表の閲覧期間：2020年10月19日（月）～25日（日）
（非同期型の発表内容等は参加登録を行った方がこの期間に自由に閲覧できるようにする予定です。）
- 開催場所：同期型・非同期型のともに参加登録をされた方のみアドレスをお伝えします。

大会参加者へのご案内

■ 大会受付

報告・参加申し込みページ（Peatix）（<https://jslp2020.peatix.com/>）から申し込みください。該当する参加形態を選択し、本大会の「①〔無料〕大会参加」のチケットを申し込んでください。その際、複数人の分の申し込み、チケットの譲渡は、できません。本大会の申し込みとあわせてPeatixのユーザー登録が必要です。登録ページに「表示名（公開、ニックネーム可）」と表示されますが、登録されたお名前・ニックネームは公開されません。申し込みをされた方には、後日、本大会の参加に必要な情報をメール配信いたします。

参加申し込み期限：2020年10月16日（金）

※ ウェブ上での開催のため、参加申し込みがなければご参加いただけません。

※ 今回は緊急開催で十分な準備ができないため、非会員のご参加はご遠慮いただいております（ただし、連名報告者、ワークショップの登壇者は除く）。

■ 参加費用

大会参加費：参加費は無料です。

今年度は懇親会を実施致しません。

※上記にも記載しているように全てウェブ上にて実施いたします。参加を希望される方は必ず参加申し込みを行ってください。また当日の円滑な運営のため、可能な限りお早めに参加登録されることをお願い申し上げます。

■ 総会

同期型（リアルタイム）学会第二日目10月25日（日）の13:00からWebでの同期型（リアルタイム）にて開催いたします。

2020 年度 法と心理学会大会発表賞 投票のお願い

法と心理学会では、大会における優れた発表を顕彰し、領域における研究を促進するために、「法と心理学会大会発表賞」が設立されています。この賞の選考においては、一般会員の皆様による投票結果がもっとも重要な材料となります。見聞きした発表（口頭発表、およびポスター発表）の中で、表彰に値すると感じた優れた研究がありましたら、すべての発表を見聞きしている必要はありませんので、投票をお願いいたします。詳細につきましては、大会当日にご案内する予定です。

報告者へのご案内

■ すべての発表(ワークショップ・口頭報告・ポスター報告・フラッシュスピーチ)について

すべての報告は非同期型(オンデマンド)の動画などにより行い、同期型(リアルタイム)、非同期型(オンデマンド)の両方で質疑を行います。報告者はどちらにもご参加いただきます。

同期型(リアルタイム) 質疑は 10 月 24 日(土)、25 日(日)の指定の時間にて質疑応答などを行っていただきます。非同期型(オンデマンド)は、非同期型の会期中(2020 年 10 月 19 日(月)~25 日(日))に Web 上にて、掲示板形式で質疑を行っていただきます。

■ ワークショップ

同期型の質疑の時間は一件 30 分(壇上者間のやりとり、フロアとの質疑応答を含む)です。

■ 口頭報告・ポスター報告

同期型の質疑の時間は一件 15 分です。

■ フラッシュスピーチ

本年度も若手会員を中心に効果的な研究や共同研究の提案などを行うフラッシュスピーチを実施します。同期型の質疑の時間は一件 15 分です。

その他、大会への参加、報告に関するお問い合わせは、法と心理学会第 21 回大会準備委員会事務局までお願いいたします。

E-mail: 21st.jslp@gmail.com

大会スケジュール(同期型 (リアルタイム) 質疑・総会)

第1日目 (10/24 [土]) (各報告、同期型 (リアルタイム) 質疑)

	ポスター報告	口頭報告	ワークショップ	フラッシュスピーチ
10:00	ポスター報告 1~4			
11:15		口頭報告 1~5		
12:30				
13:30			WS1 山本登志哉	
14:00			WS2 松本克美	
14:30			WS3 山田早紀	
15:15				フラッシュ スピーチ 1~3
16:00				

WS1 : 注意則再論 : 司法の供述評価基準をめぐる心理学者と裁判官の対話

WS2 : 父母間での子の奪い合い紛争をめぐる法と心理

WS3 : 社会的に周縁化された人たちに寄り添うための4つの課題 : 支援者育成と支援システム構築に向けて

第2日目 (10/25 [日]) (各報告、同期型 (リアルタイム) 質疑・総会)

	ポスター報告	口頭報告	ワークショップ	フラッシュスピーチ	総会
10:00	ポスター報告 5~7				
11:00		口頭報告 6~9			
13:00					総会
14:15			WS4 外塚果林		
14:45			WS5 田中晶子		
15:30				フラッシュスピーチ 4~5	
16:00					

WS4 : 「目撃供述の信用性」に関する心理学・法律学的視点からの考察

WS5 : D. A. Poole 著『Interviewing Children』から学ぶこと

ワークショップ

同期型（リアルタイム）質疑日時

ワークショップ1～3 10月25日[土] 13:30～15:00 各WS 30分程度

ワークショップ4～5 10月26日[日] 14:15～15:15 各WS 30分程度

非同期型（オンデマンド）報告・質疑日時

全報告 10月19日（月）～25日（日）

ワークショップ1

題目 注意則再論：司法の供述評価基準をめぐる心理学者と裁判官の対話

企画者, 司会者, 話題提供者 山本登志哉（（一財）発達支援研究所）

話題提供 村山満明（大阪経済大学）

話題提供・指定討論 石塚章夫（埼玉弁護士会）

指定討論 浜田寿美男（立命館大学）

恣意的な供述評価を避けるべく、渡部保夫(1982)によって注意則が唱えられ、司法研修所「自白の信用性」(1991)以後裁判実務に広く用いられてきた。しかしこの注意則は経験則の整理にとどまるため、その応用の段階でやはり著しく恣意的な適用が見られることが課題として浮かび上がり、その有効性と限界性、経験則の意味理解については今日に至るまで論争の中にある。またそこには心理学と法学の供述評価の観点の深刻なズレも浮かび上がる。

供述評価をめぐる心理学的研究には、現状では①実験心理学的一般則からの供述妥当性評価②スキーマアプローチ等の供述内部の法則性からの逸脱評価③浜田らの供述分析における供述者の体験の心理学的性質からの逸脱評価を区別できる。これらの視点から注意則の有効性と限界性を心理学はどう説明できるか。心理学者と（元）裁判官の対話から単なる経験則の羅列を超えた注意則の新たな可能性を探る。

ワークショップ2

題目 父母間での子の奪い合い紛争をめぐる法と心理

企画者, 司会者 松本克美（立命館大学大学院法務研究科）

報告 小川富之（大阪経済法科大学法学部） 安田裕子（立命館大学総合人間科学）

指定討論 吉田容子（弁護士） 金成恩（立命館大学衣笠研究機構）

近時、婚姻破綻後ないし離婚後に親同士が子の奪い合いをする紛争が激化している。本ワークショップでは、日本が批准し2014年4月1日から発効している「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（いわゆるハーグ条約）の適用事件を素材に、子の意思の尊重のあり方を法と心理の側面、実務上の観点、韓国との比較などをふまえて検討し、問題提起をしたい。

ワークショップ 3

題目 社会的に周縁化された人たちに寄り添うための4つの課題：支援者育成と支援システム構築に向けて

企画者, 司会者 山田早紀（立命館大学）

話題提供 斧原藍（立命館大学） 金成恩（立命館大学） 我藤諭（立命館大学）
山崎優子（立命館大学）

指定討論 村山満明（大阪経済大学）

2015年「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）が採択された。2030アジェンダでは国際社会全体が2030年の達成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）が設定されており、目標16では「平和と公正をすべての人に」として、周縁化される可能性のある人たちを含む包摂的な社会の促進と制度構築が目指されている。一方、法改正や社会情勢の変化による実施環境の変化によって、実施には検討が必要な課題が数多くある。そこで本WSでは、特に社会的に周縁化される可能性のある子どもと障害のある人たちに関する取組みについて、その課題の検討を行う。テーマは以下1）児童福祉法改正による社会的養護への移行に対する市民意識、2）協議離婚における子どもに対する家庭裁判所の役割、3）知的障がいのある性加害者の地域生活移行と支援者の役割、4）知的障がい者と地域住民との共存の在り方の4つを取り扱う。

ワークショップ 4

題目 「目撃供述の信用性」に関する心理学・法律学的視点からの考察

企画者, 話題提供者 外塚果林（洗足こども短期大学非常勤講師）

話題提供 福島由衣（日本大学文理学部）

指定討論 遠山大輔（京都弁護士会）

心理学では、目撃者識別や証言の正確性を損なう要因がいくつも指摘されている。そのうちのひとつが、取調官が目撃者に与える影響である。たとえば、取調官が目撃者の識別の正確性を暗に示唆するフィードバックを返すと、目撃者は、自身の記憶に対する確信を深めたりすることがある（識別後フィードバック効果、以下「PIFE」）。強い確信を持つ証人の証言は信用されやすいことを考え合わせれば、正確性が伴わない強い確信を持つ目撃証人の存在は誤判の一因になり得る。しかし、目撃者がPIFEの影響を受けている可能性が裁判で指摘されたとしても、裁判官が目撃供述の信用性を否定することは少ないように思う（「飯塚事件再審請求審」参照）。本WSは、その原因として、従来の目撃供述の信用性に関する法概念が曖昧であることに着目し、心理学、法律学両方の視点から同問題を考察することで、刑事裁判における適切な事実認定の在り方を模索するものである。

題目 D. A. Poole 著『Interviewing Children』から学ぶこと

企画者, 司会者, 話題提供者 田中晶子 (四天王寺大学)

企画・話題提供 羽瀧由子 (徳山大学) 仲真紀子 (立命館大学)

話題提供 安田裕子 (立命館大学) 田中周子 (立正大学) 佐々木真吾 (名古屋女子大学)

田鍋佳子 (北海道科学大学) 赤嶺亜紀 (名古屋学芸大学)

子どもの目撃証言や面接技法の研究者である Debra Ann Poole 博士の著書『Interviewing Children』は、法的場面での子どもへの面接に関わる近年の科学的知見がまとめられている。

本ワークショップでは、司法面接研究会においてそれぞれが担当した各章の概要を説明し、各自の問題意識や国内での司法面接の展開における課題等と関連深いトピックについて紹介する。たとえば、面接で用いられる質問の分類の整理や、証拠としての面接の特徴について、面接熟達者とはどのような面接者か、また、それぞれの面接フェーズごとの技法の取り扱いや子どもとの面接に特有の問題への対処について、本書で取り上げられているテーマの中から担当者の視点で一部を切り取り紹介することで、参加者と知見を共有し、現在の日本での司法面接における実践や研究を振り返るとともに、今後の展望についても議論したい。

口頭報告

同期型（リアルタイム）質疑日時

口頭報告 1～5 10月24日（土） 11：15～12：30 各報告 15分程度

口頭報告 6～9 10月25日（日） 11：00～12：00 各報告 15分程度

非同期型（オンデマンド）報告・ 質疑日時

全報告 10月19日（月）～25日（日）

口頭報告 1

題目 メディエーションスキル尺度の開発

報告 益子洋人（北海道教育大学札幌校） 矢部千尋（NPO 法人フレンズネット北海道）
田中勝則（北海学園大学）

メディエーションとは、中立・公正な立場の第3者である「メディエーター」が、コンフリクトの当事者同士の対話を促進し、彼らがともに納得できる解決策を協創できるように援助する、コンフリクトの解決方法の1つである。メディエーターの養成が各地で行われるにつれて、いかにメディエーターの質（数）を担保するのが課題になり始めている。本研究では、メディエーターが備えるべき態度やスキルを測定する尺度を開発し、その信頼性、妥当性の検討を行う。

口頭報告 2

題目 社会的排斥場面観察後の潜在的接近-回避態度 -認知的共感と感情的共感との比較-

報告 午道青歩（立命館大学大学院人間科学研究科） 仲真紀子（立命館大学）

いじめの一種である社会的排斥は、観察するだけでも排斥されている対象と同様の気分になると言われている(Giesen & Echterhoff, 2018)。一方で、観察者は自分も仲間はずれにされると感じない場合があることがわかった(午道・武藤・仲, 2020)。そこで本研究では、他者が感じていることを経験する能力である①感情的共感と、他者が感じていることを理解する能力である②認知的共感が、被排斥者への潜在反応に与える影響について検討した。社会的排斥場面（サイバーボール課題）の観察前後で排斥者や被排斥者に対する潜在的接近-回避傾向を測定するマネキン課題を行った。その結果、認知的共感の高低によって反応時間に有意な差はなかったが、感情的共感が低い場合、被排斥者への反応時間は有意に減少した。感情的共感が低ければ社会的排斥場面を観察しても他者の苦痛を経験することが少なく、苦痛を誘発する被排斥者を回避する必要性がなかった可能性が示唆される。

口頭報告 3

題目 日本型「治療的司法」の行方

報告 金澤由佳（国立精神神経医療研究センター薬物依存研究部）

本研究は、日本において言われている「治療的司法」の議論について主に国会議事録を介して検討するものである。日本では、「治療的司法」という言葉はまだ真新しく、新聞を見てもこの言葉の登場は多いとは言いがたい。学術面においては、「治療的法学」や「治療的司法」という言葉が用いられており、「TJ:Therapeutic Jurisprudence, Therapeutic Justice（治療的司法）」という表記が用いられている。そして、国会においても「治療的司法」という言葉が用いられるようになった。国会において初めてこの言葉が登場したのは、2018年3月22日の参議院法務委員会であり、現在までに3度登場している。そこでの議論の内容は、再犯防止を念頭に、治療の継続性や環境調整について、オリンピック・パラリンピック、依存症、クレプトマニア等についてであった。このようなことから、国会で議論されている「TJ」の意味合いを考察し、今後の議論に寄与する私見を述べたいと思う。

口頭報告 4

題目 保護司と学生における(元)受刑者一般に対する受容的態度の違い

報告 林紗英（立命館大学大学院人間科学研究科） 中川一郎（大阪経済大学）

仲真紀子（立命館大学）

刑務所への再入者のうち72.1%が無職者となっており、再犯者の無職の者の割合が高くなっている。その原因の一つとして、出所者に対する社会の受け入れ態勢が整っていないことが挙げられる。出所者に対する否定的なステレオタイプが出所者への受容的な態度を抑制し、就職を困難にしている可能性があるとの指摘もある(笠原・高橋, 2014)。

そこで本研究では、出所者を受け入れる側の世間の人々を対象に、出所者に対する受容的態度を調査した。研究1では、出所者との関わりのある保護司58名と、出所者と関わりのない学生90名に、出所者に対する受容的態度を測定する調査表への回答を求めた。研究2では、出所者との関わりのない大学生11名に出所者が登場するノンフィクションの動画の視聴を求め、受容的態度に及ぼす影響を調べた。保護司の受容的態度は大学生よりも高く、大学生に対する動画の視聴の効果は見られなかった。

口頭報告 5

題目 「心の病」と新たな刑事立法に向けて

報告 山田直子（関西学院大学法学部） 渡辺修（甲南大学法科大学院）

イ・ジョンミン（壇国大学校） パク・ジェミン（関西学院大学大学院法学研究科）

21世紀に入り、わが国では、さまざまな「心の逸脱」すなわち「こころのやまい」に起因する犯罪が世間の耳目を集めてきた。2012年の心斎橋筋における通り魔殺人事件、2015年9月の熊谷6人連続殺人事件、2018年6月の新幹線無差別殺傷事件などがその例である。同様の現象は、隣の韓国でも歩みを揃えるかの如く問題となってきた。すなわち、2017年仁川小学生殺人事件、2018年江西区ネットカフェ殺人事件、2019年晋州放火事件などである。しかし、韓国では、比較的早期から刑事法が改正され、多様な保安処分が立法化・運用されて、一定の評価を得てきている。そこで、本報告では、「心の逸脱」が犯罪につながった事例を韓日両国から取り上げ、「心神耗弱」の裁量減刑や「取調べの録音・録画」の活用、GPSを活用した「監視刑」の導入可能性など、今後の有効な防止・改善策につき、立法論も視野に入れて検討する。

口頭報告 6

題目 被疑者取調べの規律を考える：倫理的な取調べは可能か

報告 指宿 信（成城大学）

2020年3月31日に大津地方裁判所が出された湖東記念病院事件再審無罪判決は、裁判長から示された刑事司法関係者への猛省を促す異例の説諭で注目された。本報告では、同事件では被疑者が抱いた取調官への恋心を利用し自白を引き出したとされる経緯を踏まえ、日本における取調べの規律方法について倫理的な統制の可能性を検討する。取調べの適法性の確保に当たっては、録音録画による事後的チェック（可視化）や、心理学の知見に根ざした捜査面接法に基づく適正化が試みられている。本報告はこれらに加えて海外で進められている取調べの倫理的規制に焦点を当てた考察を試みたい。

口頭報告 7

題目 人物同定手続き時の文脈が目撃者の判断に与える影響：捜査協力時の同時ラインナップ

報告 伊東 裕司（慶應義塾大学） 伊藤理香子（慶應義塾大学文学部）

福島由衣（日本大学文理学部）

ラインナップなど目撃者による人物同定手続きの検討においては、実験協力者に参加者の前で犯罪を演じてもらい、実験参加者に実際の犯罪を目撃したと思わせる実験手続きが用いられることがある。しかし、実際の犯罪捜査の一環として犯人の同定を求めることは手続き上困難で、ほとんど行われていない。Eisenら(2017)は巧妙な手続きにより、模擬犯罪を目撃したのち、実際の捜査手続きとして人物同定を行うフィールド条件と心理実験として行うラボ条件を設定して、単独面通しの成績を比較し、ラボ条件に比べフィールド条件で無実の人物を誤って同定する率が高いことを示した。本研究ではこの方法に変更を加え、犯人不在のラインナップに対する反応を、フィールド、ラボ条件間で比較した。その結果、Eisenらとは逆に、ラボ条件よりもフィールド条件で誤同定反応が少なく、「わからない」反応が多かった。両実験間の相違を生じさせた原因について考察する。

口頭報告 8

題目 心理学的知見を裁判官はどのように評価しているのか：刑事裁判判例の計量的研究

報告 福島由衣（日本大学文理学部） 向井智哉（東京大学法学政治学研究科）

相澤育郎（立正大学法学部） 入山 茂（東洋大学大学院社会学研究科）

近年、心理学者が証人の供述の信用性や被疑者の虚偽自白について実験や調査を行い、そこから得られた知見を裁判所に証拠として提出する機会が増えてきている。しかし、裁判所は心理学的知見に対して、必ずしも肯定的とはいえない。いくつかの有名事件でその証拠価値が認められなかったことから、心理学的知見に対する裁判所の信用は低いのだと指摘する研究者もいる。そこで本研究では、心理学的知見が利用された過去 50 件の刑事事件の判例を対象に、裁判所が心理学的知見に対してどのような判断を行っているか計量的な調査を行い、そのような指摘の妥当性を検討した。その結果、心理学的知見に対する裁判所の判断は、そのほとんどが否定的なものであったことと、その判断に付された理由は 9 種類に分類できることが示された。最も多かった理由は、心理学的知見を導くために用いられた方法論の不備に関するものであった。

題目 量刑判断における裁判官と一般人の違い

報告 綿村英一郎（大阪大学大学院人間科学研究科） 分部利紘（西南学院大学人間科学部）

Warner (2019) が豪ビクトリア州管区で行った研究によれば、陪審員は重大事件に対して応報 (Retribution) と弾劾 (Denunciation) を最も重視する一方、裁判官は一般抑止 (Deterrence) を重視することが示されており、判断者の専門性による明確な違いが示されている。本研究では、同一の刑事事件を両者に判断させることにより、日本においてもこうした違いが見られるのか、さらにその違いにはいかなる道徳観・正義観が反映されているのか検証した。

ポスター報告

同期型（リアルタイム）質疑日時

ポスター報告 1～4 10月24日（土） 10:00～11:00 各報告 15分程度

ポスター報告 5～7 10月25日（日） 10:00～10:45 各報告 15分程度

非同期型（オンデマンド）報告・ 質疑日時

全報告 10月19日（月）～25日（日）

ポスター報告 1

題目 少年犯罪に対する厳罰志向性と犯罪不安および被害リスク知覚の関連—先行要因としての子どもイメージに着目して—

報告 向井智哉（東京大学法学政治学研究科）

本研究は、少年犯罪者に対する厳罰志向性と少年犯罪に関する犯罪不安および被害リスク知覚、子どもは理解不能であるという子どもイメージの関連を検討することを目的とした。先行の議論や研究にもとづき、a) 少年犯罪に対する厳罰志向性は少年犯罪に関する犯罪不安によって規定される、b) 犯罪不安は被害リスク知覚によって規定される、c) 被害リスク知覚は理解不能イメージによって規定されることを想定した仮説モデルを構成し、異なる想定を置いた別のモデルと適合度および情報量の観点で比較を行った。226名から得られたデータを分析したところ、上記の仮説モデルは支持された。

ポスター報告 2

題目 厳罰傾向と自由意志信念の関連—非難と応報主義の媒介効果—

報告 湯山祥（早稲田大学文学研究科） 貞村真宏（東京大学法学政治学研究科）

松木祐馬（早稲田大学文学研究科） 向井智哉（東京大学法学政治学研究科）

これまでの研究では、厳罰傾向は自由意志信念と正に関連することが示されてきた。しかしながらこの関連に関する詳細なメカニズムはこれまで部分的にしか検証されてこなかった。そこで本研究では、自由意志信念が犯罪者に対する非難を媒介して応報主義を強め、このようにして強められた応報主義および非難が厳罰傾向（刑罰の厳罰化、早期拡大化、死刑への支持）を強めるとの仮説モデルを立て、検証した。192 人を対象に調査を実施し、共分散構造分析を行ったところ、仮説モデルの適合度は良好であること、ならびに非難は自由意志信念と応報主義の関連を媒介することが示された。この結果は、自由意志信念は厳罰傾向を規定するにあたって間接的ではあるにしても重要な変数であること、したがって刑事政策決定の際にも一定程度市民の自由意志信念は考慮されるべきであることを示唆している。

ポスター報告 3

題目 裁判員裁判での評議における裁判員の意見に関する質的分析

報告 中田友貴（立命館大学 OIC 総合研究機構） 東原拓人（立命館大学総合心理学部）

サトウタツヤ（立命館大学総合心理学部）

裁判員裁判の施行から 10 年が経過し、最高裁判所(2005)の総括を筆頭に様々な立場から制度についての評価が示されている。それらでは従前の専門裁判官による裁判と比較し、改善された部分を評価しつつ、さらなる改善点が示されている。また心理学領域においても裁判員裁判に関する研究は、施行以前からのものも含め、一定の蓄積がされてきたといえよう。それらにおいては社会心理学・認知心理学的なバイアスなどが裁判員制度では問題として生じうることを指摘するものが多い。本研究では、専門職裁判官と市民による評議という対話が市民に及ぼす影響を明らかにすることを目的とし、評議の議事録を質的に検討した。模擬裁判の議事録データを用いて、参加人数の異なる 2 つの評議を分析の対象とした。その結果、市民 1 人あたりの発言数が多い評議体においては、市民の判断に変容が見られた。これらの結果をもとに、評議を通じた意見の揺れ動きとしての裁判員裁判の評価方法について議論を行う。

ポスター報告 4

題目 国外の先行研究からみる日本型司法取引に関する研究の展望

報告 廣田貴也（立命館大学大学院人間科学研究科）中田友貴（立命館大学 OIC 総合研究機構）
若林宏輔（立命館大学総合心理学部） サトウタツヤ（立命館大学総合心理学部）

2018年6月より日本で「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」が施行された。同制度は「日本型司法取引」と称されることもある。しかしながら、日本においては司法取引についての心理学的研究はほとんど行われておらず、十分な知見が示されていない。その一方、以前から司法取引が導入されている米国では、多くの心理学的研究が積み重ねられている。米国で導入されている司法取引制度は大別すると自己負罪型と他者負罪型があり、日本型司法取引では後者の他者負罪型のみが採用されている。そこで本研究では、米国を中心として、国外における司法取引に関する心理学的研究の動向を調査し、それらの研究の知見についてレビューを行う。そして日本型司法取引をはじめとした、日本の刑事司法制度への示唆、および今後の日本型司法取引に関する研究の展望について検討を行う。

ポスター報告 5

題目 加害者家族に対する連合スティグマの抑制要因の検討

報告 谷口友梨（京都文教大学総合社会学部）

本研究の目的は、加害者の子どもに対して付与される「問題児」といったスティグマを抑制するための方略を明らかにすることである。加害者の子どもにスティグマが付与される原因に、親から「悪い血」が遺伝するという遺伝的本質主義の考えが存在する (Mehta & Farina, 1988)。そこで、本研究では、大学生 186 名を対象に質問紙実験を実施し、犯罪の主な原因は遺伝にあると主張する文章（遺伝条件）と、犯罪の主な原因は環境にあると主張する文章（環境条件）のいずれかを呈示した。その後、窃盗事件のシナリオを呈示し、犯人と犯人の子どもに対する印象評定を求めた。その結果、遺伝条件では犯人に対する印象がその子どもの印象に反映されたのに対し、環境条件ではそのようなプロセスはみられなかった。これより、事件の発生原因について環境的側面があることの周知がスティグマの抑制につながると考えられた。

ポスター報告 6

題目 葛藤解決の動機づけはいかにして高まるのか？

報告 益子洋人（北海道教育大学札幌校）

他者との意見の相違が生じたときに、お互いに納得できる解決策を検討するためのスキルを教える心理教育プログラムは、今や世界各地で開発され、心理的適応などに貢献することが示唆されている。しかし、それらのプログラムは、当事者が葛藤解決の動機づけをすでに持っていることを前提としており、対人葛藤を解決しようという動機づけはどのように生じてくるか、その動機づけをいかに育むかという視点に欠けている。そこで本研究では、青年へのインタビューを通して、葛藤解決スキルを活用しようとする動機づけに影響を与える要因を探索的に検討し、M-GTAによるモデル化を試みる。

ポスター報告 7

題目 目撃者の確信度上昇に対する正当化がその証言の信頼性評価に与える影響

報告 飯田諒介（日本大学大学院） 巖島行雄（日本大学）

目撃者の確信度はその証言の信頼性評価における重要な要因であり、例えば、目撃者の確信度が証言直後から法廷での証言までに上昇している場合には、目撃者の確信度が一貫している場合に比べて証言の信頼性評価が低くなる。しかし近年、そのような目撃者の確信度上昇が起こっている場合であっても、目撃者が「事件の詳細を思い出した」などと自身の確信度上昇を正当化することによって、信頼性評価が低下しなかったことが報告されている。これは多くの誤った目撃証言がなぜ信頼されてしまうのかについて理解するために重要な発見であると考えられる。そこで本研究では、これまで未検討であった事件と関連のない情報を用いた目撃者の正当化が、確信度上昇による信頼性評価の低下を抑制するのか実証的に検討した。その結果、事件と関連のない情報による正当化であっても、その情報が詳細である場合には証言の信頼性評価が低下しなかったことが明らかになった。

フラッシュスピーチ

同期型（リアルタイム）質疑日時

フラッシュスピーチ 1～3 10月24日（土） 15:15～ 各報告 15分程度

フラッシュスピーチ 4～5 10月25日（日） 15:30～ 各報告 15分程度

非同期型（オンデマンド）報告・ 質疑日時

全報告 10月19日（月）～25日（日）

フラッシュスピーチ 1

題目 元受刑者が刑事施設出所後に地域定着に至るまでのプロセス —支援者と被支援者の関係性に着目して—

報告 佐藤あつみ（立命館大学大学院人間科学研究科）

令和元年版犯罪白書によると、我が国の再犯者率は48.8%であった。国は、再犯者に対し「居場所」と「出番」確保することの重要性を示している。またこれまでの再犯に関する研究では、出所者に寄り添った「生きがい支援」の重要性も指摘されている。そこで本研究では、出所者と、彼らを身近で支える支援者の関係性に着目し、出所後に地域定着に至るまでのプロセスを明らかにすることで、社会復帰に必要となる要因について探る。

フラッシュスピーチ 2

題目 東京の法学と心理学の若手研究者による共同研究の最前線—CASE 2—

報告 入山 茂（東洋大学大学院社会学研究科） 福島由衣（日本大学文理学部）

向井智哉（東京大学法学政治学研究科） 相澤育郎（立正大学法学部）

昨年のフラッシュスピーチでは、2019年より開始した、東京近郊の法学と心理学の若手研究者による研究ユニット方式の共同研究について、その活動の要点や課題を報告した。今大会のフラッシュスピーチでは、昨年のフラッシュスピーチ以降に取り組んだ、研究論文の執筆・投稿（日本語・英語）や新たなテーマの研究の実施（本大会で口頭報告予定）において、研究ユニットとしてどのような取り組みを行ったのか、その活動内容を報告する。

フラッシュスピーチ 3

題目 仮称「法と心理学会・オンライン研究会」の立ち上げについて

報告 綿村英一郎（大阪大学大学院人間科学研究科）

会員間の研究交流，共同研究のきっかけづくり，研究のたこつぼ化予防などを目的として，タイトルにある研究会の立ち上げを提案します。月1回くらいのペースで，1～数名の発表者が資料を持ち寄りディスカッションします。オンラインならではの強みを生かし，発表も参加も「気軽さ」を最優先した会を目指します。（なお，同様の企画があればそちらに合流します。）

フラッシュスピーチ 4

題目 取調べ映像視聴時の視点と共感についての検討

報告 森井花音（立命館大学）

これまでのカメラ・パースペクティブ・バイアス (CPB) 研究により、取調べ映像の視聴は視点によってバイアスが生じることが示されてきた。これは視点に伴って帰属も変化することに起因するが、帰属が変化する現象は被観察対象への共感を伴うことでも起きる可能性がある。そこで本報告では、取調べ映像視聴時において被告人への共感が、自白の任意性評価および原因帰属に与える影響を検討する手法について報告する。同問題において知覚と認知(共感)の優位性について議論したい。

フラッシュスピーチ 5

題目 目撃者による人物同定手続き研究への招待：共同研究者募集

報告 福島由衣（日本大学文理学部） 伊東裕司（慶應義塾大学先導研究センター）

昨年，報告者は実際の犯罪捜査協力の一環としてラインナップによる人物同定を行った場合と，実験として同定を行った場合の目撃者の同定反応を比較する実験研究を行った。現在，この研究について追加の実験を計画するにあたり，共同研究者を募集している。人物同定手続きに関する研究を行う研究者の裾野を広げるためにも，本報告では，興味はあるがこの分野の研究経験がない研究者・学生にも呼びかけを行いたい。

法と心理学会 第21回大会準備委員会

準備委員長：伊東裕司（慶應義塾大学）

準備委員会（五十音順）：

石崎千景（九州国際大学）・板山 昂（関西国際大学）・

佐伯昌彦（千葉大学）・中田友貴（立命館大学）・

滑田明暢（静岡大学）・羽瀨由子（徳山大学）・

藤田政博（関西大学）・緑 大輔（一橋大学）